

台風時等の対応について

岩倉市に気象庁から発表される暴風に係る警報、特別警報（以下「警報等」という。）について、原則として次のとおり対処する。

①臨時の休館及び開館

ア臨時の休館

- ・警報等の発表があった場合は、ただちに臨時の休館とする。
- ・館内に利用者がある場合は、館内放送を入れ、退館を促す。
- ・入口等に臨時の休館の掲示をする。
- ・利用予定者に連絡する。
- ・生涯学習センターのホームページに掲載する。

イ開館

- ・警報等が解除された場合は、施設の安全確認を行った上で下記のとおり対処する。
- ・午前8時までに解除された場合は、通常通り開館する。
- ・午前8時以降午前10時までに解除された場合は、午後0時30分から開館する。
- ・午前10時以降午後2時までに解除された場合は、午後5時から開館する。
- ・午後2時以降に解除された場合は、開館しない。

②生涯学習講座

ア事前判断の対応

- ・気象庁の情報等により台風等による警報等が発表されると判断した場合は、講座を中止する。
- ・中止と判断した場合は、速やかに講師と代替えの開催日を決定し、受講者全員に連絡する。なお、代替えの開催日を速やかに決定できないときは、代替えの開催日については後日連絡する。
- ・中止した講座日には、入口等に中止等の案内を掲示する。

イ当日判断の対応

- ・開催される当日の午前8時までに警報等が解除された場合は、講座は開催する。
- ・開催される当日の午前8時以降午前10時までに警報等が解除された場合は、午後以降の講座は開催する。
- ・開催される当日の午前10時以降午後2時までに警報等が解除された場合は、夜の講座は開催する。
- ・開催される当日の午後2時を過ぎても警報等が解除されない場合は、夜の講座は中止する。

③サークル活動等部屋利用

- ・台風等による警報等により臨時の休館をした場合は、休館した日の利用について、利用の振替又は使用料を還付することができる。
- ・振替は、振替える前の利用予定日の翌日から30日以内に手続きを行うものとする。
- ・振替は、予約ができる月までとするが、サークルが振替える場合は、先行予約ができる受付月までとし、振替えた月の定例活動が4回を超える場合でも同条件で使用することができる。